個人情報ファイル簿

作成年月日(修正した場合にあ	令和6年4月1日	
っては直近の修正年月日)		
個人情報ファイルの名称 実施機関等の名称	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
	徳島県知事	
個人情報ファイルが利用に供さ	徳島県企画総務部市町村課	
れる事務をつかさどる組織の名		
称		
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用・提供に	
	より、住民の利便性の向上と行政の合理化に資するた	
	め	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5個人番号、	
	6個人識別符号(住民票コード)、7前記事項の異動	
	に関する情報	
記録範囲	徳島県内の市町村に住民票を有する者(一部有してい	
	た者も含む。)	
記録情報の収集方法	住民基本台帳法の規定に基づき、県内の市町村長から	
	電気通信回線を通じて通知される	
要配慮個人情報	□含まれる	含まれない
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
開示請求等を受理する組織の名		
称及び所在地	(所在地) 〒770-8570	
	徳島県徳島市万代町1丁目1番地	
訂正及び利用停止に関する他の		
法令の規定による特別の手続等		11 11 20 20 11 11 11 11
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号	□法第60条第2項第2
	(電算処理ファイル)	号
		(マニュアル処理ファ
	 政令第21条第7項に該当	
	するファイル	
	□有 ■無	
 行政機関等匿名加工情報の提案		L ■該当しない
の募集をする個人情報ファイル		MA Cない
行政機関等匿名加工情報の提案	 (名称)	
1 政機関等恒石加工情報の旋桨 を受ける組織の名称及び所在地	(名称) — (所在地)—	
行政機関等匿名加工情報の概要	W. 1.	
1] 以機関守恒石加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) - (行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) -	
佐代された伝表機関数度を加工		- 古まれる情報の項目)一
作成された行政機関等匿名加工		
情報に関する提案を受ける組織	(所在地) —	
の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工		
情報に関する提案をすることが		
できる期間		
備考	(旧ファイル名) 住民基本台帳ネットワークシステム	
	本人確認情報ファイル	

個人情報ファイル簿

作成年月日(修正した場合にあ	令和6年5月27日	
っては直近の修正年月日)		
個人情報ファイルの名称	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
実施機関等の名称	徳島県知事	
個人情報ファイルが利用に供さ	徳島県企画総務部市町村課	
れる事務をつかさどる組織の名		
称		
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づく本人確認情報等の利用・提供	
	により、住民の利便性の向上と行政の合理化に資する	
	ため	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5個人番号、	
	6個人識別符号(住民票コード)、7戸籍の附票関係	
	情報(戸籍の表示に係わる情報は含まない)	
記録範囲	徳島県内の市町村において、戸籍の附票に記録された	
	者(一部記録していた者も含む。)	
記録情報の収集方法	住民基本台帳法の規定に基づき、県内の市町村長から	
	電気通信回線を通じて通知される	
要配慮個人情報	□含まれる ■含まれない	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構	
開示請求等を受理する組織の名	(名称) 徳島県企画総務部市町村課	
称及び所在地	(所在地)〒770-8570	
	徳島県徳島市万代町1丁目1番地	
訂正及び利用停止に関する他の	住民基本台帳法による開示、訂正、追加、削除	
法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2	
	(電算処理ファイル) 号	
	(マニュアル処理ファ	
	政令第21条第7項に該当 イル)	
	するファイル	
	□有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案	□該当する ■該当しない	
の募集をする個人情報ファイル	(加工になじまず、容易に提供できないため。)	
行政機関等匿名加工情報の提案	(名称) —	
を受ける組織の名称及び所在地	(所在地) -	
行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) -	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) -	
作成された行政機関等匿名加工	(名称) -	
情報に関する提案を受ける組織	(所在地) -	
の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工	_	
情報に関する提案をすることが		
できる期間		
備考		